

第十三回国会 衆議院 議院運営委員会 議院運営委員会 議院録第六十九号

昭和二十七年六月二十八日(土曜日) 午後二時四十八分開議

出席委員

委員長 石田 博英君
委員 忠雄君 理事 福永 健司君
理事 倉石 猛夫君
理事 山本 猛夫君
岡延右エ門君
押谷 富三君
川本 末治君
島田 末信君
田中 元君
中川 俊思君
柳澤 義男君
石田 一松君
長谷川四郎君
土井 直作君
松井 政吉君
梨木作次郎君
羽田野次郎君

出席政府委員

内閣官房長官 保利 茂君
委員外の出席者 議長 林 讓治君
副議長 岩本 信行君
議員 木村 榮君
議員 青野 武一君
議員 上林與市郎君
議員 中原 健次君
議員 小平 忠君
事務総長 大池 眞君

六月二十八日

委員高橋英吉君、土井直作君及び松井政吉君辭任につき、その補欠として押谷富三君、前田榮之助君及び川

島金次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

会期延長に関する件
衆議院議員などの参議院における公務執行妨害並びに集団暴行に関する調査小委員会設置の件

○石田委員長 それでは本日の議院運営委員会を開会いたします。

最初に、議長から発言を求められておりますから、議長にお願いをいたします。

○林議長 本日十二時五十五分に、保利官房長官から議長に申出がありましたから、御報告をして御協議をお願いいたします。

官房長官のお話は、参議院議長にも同様の旨申入れをいたしました。政府としては、連日各位が御勉勵されておられることを感謝し、しかしまた政府提出の重要法案が参議院において御審議中であり、会期も余すところ幾らもありませんので、ぜひこれらの法案の結末を得たいと思っております。会期延長のこともあわせて考えていただいて、議長において、これらの法案の結果を何とかして得られるように特段の御考慮と御盡力をお願いしたい。このことであつたのであります。そこで、先ほど常任委員長会議を招集いたしましたので、これを御聞きの上、会期延長の件につき当委員会でもしかるべく御協議をお願いしたいと考へます。

○石田委員長 ただいまの議長の御発言に対して、御質疑等がありましたら、これを許します。
なお常任委員長会議の結果につきましては、ただいまから私が御報告申し上げます。国会法の規定に基づきまして、本日一時三十分、議長が召集で常任委員長会議を開会いたしました。ただいま議長御発言と同様な御発言が議長からございまして、御協議を申し上げました結果、次の二点のとりきめをいたしました。

第一点は、会期延長の必要を認めるということ、第二点は会期の点、あるいは両院の折衝その他必要な措置につきましまして、議院運営委員会に一任するということでございます。右御報告を申し上げます。

なお両方に対して、質疑等がございましたら許します。

○田中(總)委員 できれば、官房長官に本委員会に出席願いたい。

○石田委員長 官房長官に出席の御要求がございまして、他の諸君はいかがでございますか。反対の御議論がございましたら許します。

○椎熊委員 会期延長の件は、国会自体が考へべきことで、政府の都合などをいまさら考へる必要もありません。われわれは本質的に反対なので、官房長官の意見なんか聞いて意思決定をする必要はないと思つて、○田中(總)委員 椎熊君がおつしやる

通り、われわれ野党としては、椎熊君と同じ立場です。しかしいよいよ政府の重要法案の成立を期するために、衆議院で会期延長を含む問題について考慮してもらいたいという申出に基いて、議長の本委員会に対するただいまの御発言になり、あるいは常任委員長会議の開催が行われたのでありますから、われわれとしては直接保利官房長官の出席を願つて、これらの重要法案に対する政府の見解も伺いたいと思つたので、できるならば官房長官の出席を要求します。

○椎熊委員 重要法案に対する政府の見解というのは、議長の申入れに明らかになつておる。政府提出の案件は、すべて議決してもらいたい、こういう意味で、会期の延長を含めて御考慮を願いたいという申出と聞いておるので、政府の意思表示は明らかであるので、これ以上聞くことは私は無用であると思つて。

○梨木委員 政府の方から、会期の延長の件もあわせて考慮してもらいたいというので、議長に申し入れたという点を報告されたのであります。従つて、政府の方での程度の会期の延長を希望しておるかということも、これはわれわれ議院運営委員会としては参考に見聞しておくことが必要だ。従つて、特に重要案件で、政府がそれらの案件に対する通過をどの程度要望しておるかということも、議院運営委員会としては参考聞いておくことが必要だと思つて。これは、みんな通すということになるとたいへん長くなる。そういう点で政府の意見を聞く必要がある。

○椎熊委員 政府がどの程度の延長を望むかという点、これは、国会に對する越権行為だと思つて、そんなことはわれわれがきめることで、政府が会期をこれだけ延長してもらいたい、これだけやつてもらいたいと言つたことは、われわれの審議権に行政権が立ち入ることで、そんなことは国会の権威のためにいけない、悪例になる。これから新法案を出して来るのか、別な案件があるのかということであるならば、私は聞いてやる必要があるが、もうこれからは出さずにはないのです。今かけておる案件を処理してもらいたい、それを合せて会期の延長も御考慮願いたいということだから、会期がどれだけあればいいかということも考慮すればいいのです。政府の見解を聞く必要はない。

○土井委員 会期の延長は、その院の独自の見解によつて決定すべきでありますから、そういう意味においては、別に保利官房長官を呼んでという必要はないかと思つて、少くとも、一同でこの際政府の見解を聞きたいという希望があるならば、それは呼んで聞いたからといつて別に院の権威を失墜することもないと思つて、従つて疑義をただすとか、参考聞くというものは、座席に構えて、官房長官を呼んでもらつたらいいじゃないかと思つて、(何を聞くのか)と呼ぶ者あり

何を聞くかは当事者がやることで、政府からそういう申入れをしたというとなんだから、政府の見解を一応聞くという事は、あえてさしつかえはない。それを聞いた上に、われわれとしては独自の見解に立つて会期の問題を決定すればいい、そんなことをはばんざり、どうだこうだと言ふ必要はない。会議を進めつつ、官房長官を呼んでもらうたらいいじゃないか。

〔発言する者あり〕

○石田委員長 ちよつと静粛に願います。御要求がございましたので、他に強い御反対の意見もなければ、これは当然呼んでもさしつかえはないと思えますが、反対の御意見がございましたので、反対の御意見の発言を許してあるわけでありませう。ここで一つの動議が出て、それに対して反対の御意見が出ておるわけでありませうから、皆さんの御議論の結果にまつて処理しなければなりません。

○土井委員 その問題については、反対の御意見等もあることだけども、従来しばしば政府から会期延長あるいはその他の問題について、やはり技術的に、法案をどういう提出の仕方をするかということについても聞いておる。会期末であるから、もとよりこれから法案を出すということについては聞く必要もないかもしれないけれども、あるいは政府の腹の中で、会期がどの程度がいいかという考え方があれば、この前参議院で保利官房長官が十日くらい延長してくれればという説を述べられたこともあるのでありまして、従つて会期が延長されれば、さらに法案の追加提出ということもあり得ないとは思われない。だから一応聞いた

多いじやないですか。そんなことで多く議論をして、採決などをしてやる必要はないと思ふ。だから会議を進めながら、その間に官房長官の方に連絡をとつたらいいがどうか。

○権熊委員 土井君のつかくの御意見もありませうから、あえて強力で反対しなければならぬこともないので、委員長におまかせいたします。

○田中(勲)委員 ちよつと要求したことにまつて……

○石田委員長 御要求に添するつもりであります。御要求には応じますが、先ほど土井君からお話がございましたように、会期の期間等についての政府の希望を伺うというようなことは、私はあらかじめ申しておきますが、発言は許しません。

次に、あらためてこの問題の取扱ひ方について御協議を申し上げます。

○松井(政)委員 質問があります。委員長会議で、会期の延長の必要を認めるといふ御決定を願つたということですが、参考のためにお聞きしておきたいのです。衆議院、参議院の二院制度の上で立つて審議が行われておるわけでありませうが、主としてどのような理由で会期延長の必要を委員長会議ではお認めになりましたか、参考のために伺いたい。

○石田委員長 理由を申し上げます。それは、本院がすでに議決いたしました重要な法案、一例をあげますれば破壊活動防止法案、あるいは労働三法案あるいは行政機構の改革の法案、あるいは警察法の一部改正、あるいは保安庁法案、その他重要な法案、あるいは條約等で、なお参議院において議了を見て

いないものがあります。本院といたしましては、これらの法案が参議院において議了することを希望する、そういう建前からでございます。

○松井(政)委員 その理由はわかりませんが、委員長会議等において、さらに会期をどの程度参議院において希望すれば法案が上るとか上らないとかいうことについての意見の交換がございましたか、どうですか。

○石田委員長 私的の意見の交換はございましたが、常任委員長会議といたしましては、会期その他につきましては、各党それらの御態度もこの際御研究を願わなければならぬわけでございます。参議院等の本日における動き方等も見なければならぬ意味におきまして、一切をあげて本院の議院運営委員会に一任するということにきめ

たわけでございます。

○松井(政)委員 さらに両院の連絡等は、議院運営委員会に一任するといふ御決定でございますか。

○石田委員長 そうです。

○松井(政)委員 その場合に、衆議院の議長と参議院の議長と、議長同士の御連絡とか、議運が、たとえば参議院の方に連絡をする場合における連絡相手と申しますか、これは参議院の議運とすれば議運の形になりますか、その点を御協議願ひましたか。

○石田委員長 申し上げます。両院議長の連絡は、それ／＼意思のきまつたところを連絡するのであります。また両方の議院運営委員会の意思がきまつておりませぬ。従つて、おそれなく私どもがここで議長の諮問に答えて決定いたしましたら、その決定を持つて、議長が向うと御連絡になる

ものと考えます。

○松井(政)委員 そうすれば、まだ会期延長の問題は、参議院議長の方から当院議長に対して何ら話合ひがないと解釈してよろしゅうございませうか。

○石田委員長 その通りでございます。

○松井(政)委員 非公式にも、議長同士の間には会期延長の話をしていないと解釈してよろしゅうございませうか。

○石田委員長 その通りでございます。

○権熊委員 委員長会議といつたつて、みんな自由党ばかりなんだし、従つて、自由党の国会対策委員会等も、こういう問題で御審議がせられることだと思ふ。あなた方はどの程度延長しようという考えですか。

○倉石委員 政府からの申入れについて議長から御報告を承りまして、私もはただいま官房長官をここに招致するといふ話が出ましたから、その官房長官への質疑が済みましたならば、おそらく議院運営委員長が各党の態度を決定するために休憩してくださると思ひますので、その機会にそれ／＼の機関に諮つて態度を決定して行きたいと思ひます。

○権熊委員 そこで、われ／＼会期延長の申入れが政府からあつたという議長の報告だけで帰るわけに行かぬので、あなたの方の考えとしては、何日くらい延長したいのか。ことによつたら、一日くらいならわれ／＼賛成しないとも限らぬ。それが非常に長期だと反対するといふ場合もあるかもしれない。標準なしに、相談の材料なしに党へ帰つても意味がないから……。

ますのは、議長にそういう申出があつたのはきょうのお昼過ぎで、とりあえずみなさんに御報告を申し上げまして、それ／＼各党の御態度を御協議願ひたいということ、別に自由党に特にそのイニシアチブをとつてもらうつもりは発言を求めておるわけでもございませぬ。従つて各党それ／＼のお立場なり、党議なりを御決定いただけばけつこうでございます。

○土井委員 会期延長に対しては、今ここでわれ／＼が党の態度を言うべき時期ではないと思ふが、参考のために申し上げますれば、前回会期延長をする場合に、これ以上の会期の延長には反対であつた。前回の会期の会期延長にも反対したので、いわんや今度の延長に対しても、これは言ひまでもなく、反対の態度は大體決定しておると思ひます。従つて與党の間で、實際上においては会期をどれだけ延長したいかという御意見が具体的に提示されなければ、ただいま権熊委員の言うように、わずか一日くらいの程度ならば一日というのには極端な意見だけれども、反対ではあるが、一日、二日の場合ならば、場合によつて與党の苦衷も察して、われ／＼賛成しないでもない。けれども、会期の日数が明確でなければ、大體反対という考え方を持つていても、やはり明確に意思表示をするわけには行かない。そこで、ひとつ委員長会議をやつたらどうか、その決定を発表してもらつたらどうですか。

○石田委員長 委員長会議のことは、ここで発表いたしましたように、会期の件はきまつておりませぬ。自由党の方は、今ここで会期の件を御発表なさ

ることができませんか。

○倉石委員 それは、私もそれ、
の党の機関に諮つて、党の態度を決定
した上でないと、ここで申し上げるわ
けに行きません。

○石田委員長 それではこの問題を一
応けりをつけたいと思ひます。私が御
参集願つておりますのは、特に自由党
の態度を先にきめていたきたいとい
うわけではございません。所属議員数
の大小いかにかわららず、ここでい
ろいろ御意見を伺いたたいというの
は、それ、(発言する者あり)ちよつと
反対、(発言する者あり)ちよつと
待ちください。委員長発言中でありま
す。反対なら反対、賛成なら賛成で、
期日は幾らということをお決定願いま
して、それを待ち寄つて御相談願いま
いというので、自由党の優越性を決し
て認めておるわけではございません。
○権藤委員 今までと違ふんですね。
自由党は單なる自由党でなく、政府の
與党なんです。政府とはまつたく一
体をなしておるものと信じておる。こ
前の会期の延長でも、倉石君が冒頭か
ら一週間延長ということまでおつしや
つて、意思表示があつたが、途中で参
議院から十日といわれたので、不体裁
にもそれをひつひつ訂正したよりの
こともある。従つて諸君がここに來ら
れるについては、何らかの腹案を持つ
て來られたとわれは想像する。今
までそういうことはないじやありません
か。

○石田委員長 ただいまの会議は、自
由党側から御相談を申し上げるのでは
なくて、院の役員である議院運営委員
長といまして、議長を御紹介
介申し上げまして、各派それ、の御

態度をきめていたきたいというわけ
でございます。この問題については、
これをもつて打ち切ります。

○石田委員長 官房長官が見えまし
たから、これに対する質疑を許します。
田中鐵之進君。

○田中(鐵)委員 官房長官に一、二お
伺ひしたいのですが、ただいま衆議院
議長からの本議院運営委員会に対する
御発言によりますと、政府のいわけ
重要法案の成立を期するために、衆議
院においても会期の延長を含んだ考慮
と盡力について、政府側から要望があ
つたようにわれ、伺つたのでありま
す。政府の重要法案が現在審議中なの
は、われは主として参議院の關係
だと了解しておるのであります。参議
院における重要法案の成立のために、
政府としてはどういふ努力をなされて
おるか、この際官房長官から伺つてお
きたいと思ひます。

○保利政府委員 政府といましては、
ただいま本国会に提案いたしてお
ります各案が、すみやかに国会にお
いて決定していただくように希望を持
ちまして、あらゆる努力を拂つておるの
であります。

○田中(鐵)委員 あらゆる努力を拂つ
ておるといふ官房長官のきわめて政治
的な答弁でありますけれども、今日参
議院において重要法案が停滞いたして
おることは、すべて政府の不手ぎわに
よるものだということは、われ、野
党一致の見方でありませぬ。それにか
かわらず、政府の不手ぎわをたんに上
げて、官房長官自身が新聞記者会見等
において、その責任を野党に転嫁する
がごとき発言をいたしました。そういうこ

と自身が、参議院におけるこれらの重
要法案の審議を妨げておる原因になつ
ておると了解しておるのであります。
これが参議院の審議停滞の最大の原因
である。同時に、国会議員の出席の問
題、その他政府側において示し得るこ
れら重要法案成立のための努力を今後
続けられる意思があるかどうか、その
点を重ねて伺ひたい。

○保利政府委員 これは政府として
は、果し得る努力はことごとく盡すつ
もりでございます。(笑聲)

○石田委員長 田中君にちよつと御注
意申し上げます。政府を批評したり攻
撃したりするために呼び出したわけ
でもないつもりでございますので、質問
の御趣旨に沿うように……。

○田中(鐵)委員 問題は客観的なもの
で、事実が私に証明しておると思ひ
たことは、他院の問題であるとはい
ながら、参議院における審議の停滞の
關係で、現に衆議院の方としては、最
近の法案は上げれば全部上げられるに
もかわらず、参議院の方の事情か
ら、われはたゞ、会期の延長に
応ぜざるを得ない、こういう実情にあ
りますから、参議院における審議促進
の問題については、政府としては最大
限の努力を拂うことは当然の義務
だと私は思ふ。これは衆議院だからと
いうことで、與党の諸君は笑ひ話に開
いておるかもしれませんけれども、私
は深刻な問題だと思ふ。従つて現在の
参議院の審議の状況から見ると、政府
が期待してゐる重要法案全部の早急な
審議を完了することは、まだ委員会も
全然上つておらない案件もあるように
見受けるのであります。政府がこの国
会において、早急にそれら重要法案の

成立を期するというならば、その重要
法案とは大体何件程度あるか、その点
について、官房長官から政府側の心組
みをもう一べん伺つておきたい。

○保利政府委員 私の一存をもつてど
の法案が必要だ——率直に申し上げま
して、どの法案も政府としては大事に
考えておるわけでございますから、従
いまして今日のところでは、どの法案
がより重いと、これは軽くいいとい
ふ考えはありません。

○田中(鐵)委員 参議院で審議の中途
にあるもので、政府の方からいへば、
すべて重要法案だということでありま
すが、たとへば、行政機構改革案の問
題のごとき、委員会の審議がまだ遅々
として進まないようなものもわれ、
見受けるのであります。ある意味から
見れば、そうしたものが処理される見
通しがつけば、他の法案もこれらに付
随して案外進むのではないかと、い
うにも考えられる。そこで、政府が早
急にこの国会中に成立を期したいとい
うものを重点的に上げていただけな
いでしょうか。

○保利政府委員 参議院の議事はか
ばかしく進んでいないということも現
在の事態でございますから、本会議に
関する限りはそういうことがあつたと思
ひますが、しからば各法案に対して参
議院が審議の熱意があるかどうかとい
うことは、多数会派の方々は、各案に
対してできるだけ参議院としての結末
をつけたいという熱意を持つておられ
ること、政府としては期待いたして
おります。

○石田委員長 ほかに御発言ありませ
んか。
○梨木委員 今度の会期延長にあたり

ましては、参議院におきましては、さ
らに延長はしないという條件で会期が
延長されたことを政府としては御承知
になつておるかどうか。

(発言する者多し)
○石田委員長 官房長官は答えにな
りませぬ。つまり参議院においては、
もう延長はしないという條件で延長
したということを知つておるかとい
うことですが……。

○保利政府委員 私は存じませぬ。
○梨木委員 参議院議長から衆議院に
対して十日間の延長の申入れがあり、
それには、再延長はしないという條件
付で申入れがあつたと聞いておる。議院
運営委員会でもそういう報告を受けたの
であります。その点御存じないとお
つしやるのですか。

○石田委員長 ちよつと事実と違いま
すから、御注意を申し上げます。そう
いう條件付ではございません。そうい
う種類の発言があつたことは承知して
おりますが、条件付ではございませ
ん。事実と違ふので、申し上げておき
ます。

○梨木委員 条件付と言つて悪けれ
ば、強い要望がついておつたというこ
とです。

○石田委員長 強いか弱いかという抽
象的な判定のことは存じませぬが、要
望は承知しております。

○梨木委員 そういふ要望があつたこ
とを知つておるかどうかということ
です。

○石田委員長 官房長官は知つており
ますか。

○保利政府委員 存じませぬ。
○梨木委員 もう一点伺ひます。参議
院に送付された案件は、われ、の手

元に来ておる資料では八十二件ということになっております。この八十二件は、今の保利官房長官の答弁よりすると、全部成立を希望するのだとおっしゃるのでありますが、しかしこの八十二件全部やつておりましたら、一月も二月も延ばさなければなりません。従つて、真剣にこの問題を討議するにあたりまして、政府としまして、八十二件の中には成立を希望する重要度がおのおの違つておるはずで、八十二件全体の成立を希望するが、その中でも特にこの法案とこの法案はぜひとも成立を希望しておるということをお示し願いたい。それでは、本委員会におきましては会期延長の標準というのが立たないはずで、これについての政府の見解を示してもらいたいと思ひます。

○保利政府委員 梨木委員からのお尋ねでございますが、ただいま参議院で御審議を願つております件数は、法律案が六十二件、條約の承認を求めるものが三件ございまして、六十二件の法案のうち、四十一件は機構改革の法案でございます。そういうものでございまして、多少前提に違つてもございませうかと存じます。先ほど来申し上げましたように、この六十二件の法案につきましては、政府といたしましては、ぜひ国会において議決を懇願いたしたいという希望を持っております。

○土井委員 議事進行について……先ほど来、委員諸君から適切にして非常によい質問がありました。官房長官に対する質疑はこの程度で打切つて、議事の進行をお願いいたします。

○石田委員 官房長官に対する質疑は、この程度で打切つる御異議ありませんか。

○石田委員 御異議がありませんから、さうに決定いたします。御苦勞さまでした。

○石田委員 それでは会期延長の件につきましては、運営委員会は一時休憩をいたしましたし、御協議を申し上げたいと思ひますが、休憩前に、事務局長から御報告を申し上げることがございまして、事務局長から御報告を願いたいと思ひます。

○大池事務局長 参議院議長から衆議院議長に、衆議院議員などの本院内における公務執行妨害並びに集団暴行に関する件を正式に公文で正式に公文で次のような申入れがあつたのでございまして。この点は、両院関係のこともあります。将来の議院運営等に関し、非常な関係を持っておりますので、議長から議院運営委員会に御報告せよということでありまして、御報告申し上げます。

昭和二十七年六月二十七日午後五時頃本院本会議開会中本院参階外交官傍聴席裏側廊下において公務執行中の本院事務局警務部長丹羽寒月に對し貴院議員加藤充及びその率いる貴院議員秘書及び政務事務員約十数名が集団をなしてその公務の執行を妨害し執行不能に陥らしめ更に同部長に對し集団を加え転倒せしめ以つて右手掌並びに鼻下通過傷向後一週間の治療を要する傷害を與へたる事実あり。

よつて当院においては必要な措置を執る所存であるが貴院においても本件につき適當御措置相成ると共に今後かかる不祥事件の再発せざるよう断固たる措置を併せて講ぜられたい。

○石田委員 御異議ありませんか。この程度で打切つたので、両院の関係もございまして、議長に対する抗議もございまして、御報告を申し上げます。

○石田委員 本件を、本委員会の議題にするに御異議ありませんか。

○石田委員 御異議ありませんか。

○梨木委員 今の報告の中に、衆議院議員加藤充君というのがありますが、これは私の方に所属して居る議員のことでありまして。

○石田委員 加藤充君は共産党所属議員でありますか。(笑聲)

○石田委員 議員であります。

○石田委員 確かめておきたいと思ひます。(笑聲)

○梨木委員 今の報告は、参議院議長からの申入れでありますか。

○大池事務局長 さうであります。

○梨木委員 私どもは、参議院においてどういふ状態の中で、どういふ事件が起つたか承知して居ません。そこでこの点につきましては、やはり事実の真相がはつきり確定しないで報告をそのまゝのみにいたしてこの問題を討議することは、わが党の議員に關係して居ることでありまして、当委員会としては慎重を欠いたやり方であると存じます。

○石田委員 梨木君に御注意いたします。うのみにして議論するということはいたして居りません。この報告を議題にするに御異議ありませんかという事は問いましたが、うのみにする云々という事は關係がございませぬから、事実を歪曲せられぬようにお願いいたします。

○梨木委員 委員長は、私の言葉じりをつかまえて……

○石田委員 ちよつと御注意申し上げます。この委員会として議題に上げられたことについて、うのみに云々ということ、本委員会に対する侮辱でありますから、それで御注意を申し上げたのであります。用語等は慎重に願ひます。(笑聲)

○梨木委員 私は、この件を議題にすることに對しては異議がありませんが、その報告がはたして事実と即した報告であるかどうかという事をまず調査して、その上で、この問題についての措置を協議すべきである、さういふように考へるのであります。

○石田委員 事実を調査しようという御発言がございましたが、他に御発言はございませぬか。

○石田委員 私は、いつも申し上げて居るのですが、院内における議員の発言等が不穏当であるというので懲罰という事は、まことにいかにがかと思ひます。しかし今日報告された参議院議長からの申入れは、少くとも調果の結果においてこれが事実とするならばゆゆしい問題であります。そこで私は、今梨木君のおつしやることにもまことに道理があると思ひますので、この運営委員会において、少数の、たとへば二、三人のこの事件を調査する小委員を設けて、その委員によつてこの事実を調査して、その結果を本運営委員会に報告を願つて、それに基づいて、運営委員会の態度をきめることが一番妥当ではないかと思ひます。

もその実情を調査することは当然のことだと思ひます。しかし問題は、石田君が今小委員をあげてという事でありますが、調査のためには私に適當な方法だと思ひますけれども、事務局長の報告にもあつたように、必ずしも本院の院内の秩序警察に関する問題とは一致をしないと思ひます。その意味で、この種の小委員をあげるという事になりますから、各会派から代表的に一名ずつでも委員をあげて、実情を調査するようにしてやつていただきたいと思ひます。問題は、本委員会の通常取扱う問題とは多少性質を異にしておると思ひますので、その問題に対しては本委員会として調査することに對しては異議ございませんが、調査にあたりましては、少くとも各会派から調査委員をあげるように、委員長において御配慮願ひたいと思ひます。

○土井委員 その前に、ちよつと事務局長にお聞きしたいのですが、先ほど参議院議長から申し入れられた事項について、ただちにこれを懲罰などにかけることができない、こゝういふような御説がありました。向うで起つた問題をこちらで調査した結果、そういう事実があつた場合における取扱いというものは、従来慣例がありますか。

○大池事務局長 それは前にあります。秋山定輔さんの問題で、これは院外の問題ですが、捨てておくわけに行かぬといふことで調査委員会をつくりまして、その調査報告に基づき、本院が新たな決議をいたしました。その決議は、そういう行動は不當であるから処決を促すといふ決議をやつた例があります。それから小川平吉君から、

島田三郎君の冒動に對して、これまたいかぬといふことで、これはただちに処決を促すの決議が可決されました。それに御本人が従わなかつたために、院議無視によつて懲罰に付されたおります。そこで除名の決定を見たけれども、会期が終つてしまひましたので、現実に議決に至らなかつたというところがあります。梅田寛一君の場合も、ほぼ同様の事柄があります。

○土井委員 その前の例といふのは、衆議院内のことですか、衆議院外のことですか。

○大池事務局長 小川さんののは、衆議院内のことです。

○土井委員 衆議院外は他院ですか。

○大池事務局長 他院ではございませぬ。国会以外のこととして、梅田君と秋山定輔君の例があります。

○土井委員 もう一つお聞きしたいのは、御報告に、秘書あるいは事務員といふものがありますか、これらに對する先例がありますか。

○大池事務局長 そういうのはございませぬ。これは職員のことです。それから……。

○土井委員 職員といふのは、秘書はあつたけれども、事務員といふのは、職員でなくて、党の職員ですね。

○大池事務局長 政務事務員と考へております。もし事実とすれば、その党に所屬してゐる事務員です。

○土井委員 その場合の処分権は、こちらにないでしよう。

○大池事務局長 ございませぬ。政務事務員でございませぬから、政務事務員の出入を禁ずるとかいふようなことは、議長の警察権で場合により得ることです。

○石田委員長 法規上のこと等も、まづ事実か事実でないかということが議論になつておるわけですから、事実を調査しなければならぬわけでありまして、法規上の問題は、事実を調査したときに初めてやつていただく、もし事実でないならば、今から法規上の研究をするといふことも早計だと思ひますから、そこで調査の委員について一応お諮り申し上げておきます。

○権限委員 その前に、今の言葉の中に、加藤充君及びその率いるといふことですが、衆議院議員としては加藤充君だけですか。

○大池事務局長 それだけ書いてございませぬ。

○権限委員 その他の人はいないのですか。

○大池事務局長 その他に人がいなくなつたかどうか、これだけの申出でございませぬ。

○田淵委員 事実があるということになりますと、明日は日曜であります。事件は昨晩行われております。こゝういふような意味から、国会法第二百一十一條の三項で、三日以内にやらなければならぬといふ規定があります。〇それとは性質が違ふからいひでしよう」と呼ぶ者あり、衆議院規則の二百三十四條に「会議及び委員会の外、議院内部において懲罰事件があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付する。」といふことがあります。かような意味で、これは会議及び委員会外の院内の事故であるので、三日ということになります。こゝういふことには、至急に院内の警察及び秩序の小委員会と合同して、本日中にも調べて、懲罰決議を出すなら出す措置をとらなければならぬと思ひます。

○石田委員長 ちよつと御注意申し上げます。本件は、一般の懲罰事件といふことにして取扱うことになりまして、議長警察権の管轄等の問題について議論がわかれるかも知れませぬ。その点議論の余地があることとございませぬし、ただいま先例等によつて、もしも事実であるとするならば、他の処置がとれる方法もございませぬ。従つて、まだ事実が明らかでないのに懲罰決議を出すといふことは、やはり早計であらうと思ひますから、先ほどから皆様方のお申出がございましたように、事実を調査する委員を設けたいと思ひます。院内の警察及び秩序に関する小委員会は、本院内の議長警察権の範囲内に属することのための委員会でありまして、本件に關しましては別個の委員をここで選任したいと思ひます。それにつきまして、一応私の試案を申し上げたいと思ひますので、もし御了承いただければ、御協議願ひたいと思ひます。私の試案は、委員長の指名による合計六名の委員といたしたい。それは、会派順で申しますと、六名の場合には四、一、一になるわけでございます。この事件の中心人物は共産党の所屬議員ださうでありまして、従つて共産党の諸君も一人入れることが適當ではないかと考へます。そこで三、一、一、一、すなわち自由党三名、改進黨一名、社会党一名、共産党一名の委員をもつて調査を至急にやつていただきたい。その調査委員は私が指名する、こゝういふことではないかと考へます。こゝういふことではないかと考へます。先ほど田中君のおつしやいましたように、問題の性質上、党

の大小によつて委員の数を決定するのは必ずしも妥當でないと思ひます。と言ひますのは、政党はおのづから同志的な結合なんでありまして、やはり自由党は自由党で一單位、改進黨は改進黨で一單位、各党一單位で代表の委員を出す。「反対」と呼ぶ者あり、それを考慮される方が、結果としてどのような結論が生まれようとも、その結論は公正なものである、こゝういふことが立証されると思ひます。その意味で、私は各党各会派から一名ずつ御選考になつた方がよいと思ひます。

○梨木委員 今田中君並びに中原君から意見がありましたように、これはやはり各党各派からできるだけ委員を出して、調査の公正を期することが望ましいと思ひます。従ひまして私は、自由党三名を削ることができないれば、あとふやして、やはりできるだけ各党各派が参加できるように構成してもらいたい。

○石田(一)委員 この委員会がもしこれを議決して、小委員を選ぶといふことになるならば、ただいま委員長が言われた御振りのいひますか、これはまことに近來にない委員長ぶりであり、公平ぶりであると思つて私は賛成いたします。私は事実そう思ひます。この委員会で委員長が指名した者が、もしへんば事実を調査するおそれがあつて、その指名された瞬間において、その人に一応異議をとなえられたいことであつて、私は、そこまで不信用ではこの小委員会は成り立たぬと思ひますので、ただいまの委員長の発議のように決定されることに同意いたします。

○土井委員 ただいま石田一松君から

の御意見は、一応私もごもつともだと思ひますが、これは御相談ですけれども、従来は小会派から一名ずつ出ておりましたので、小会派代表として、どなたか一名出してもらつて協議したらどうかと思ひます。

〔反對と呼び、その他発言する者多し〕

○石田委員長 ちよつと申し上げます。静粛に願ひます。ただいま石田一松君からおほめにあつかつて汗顔感の至りでございますが、日ごろから私はそういうように努めておるつもりであります。委員を選ぶのに六名という事を申し上げましたのは、一党で強制することがないように、公平にいたしましたつもりでございます。普通だつたら、共産党は割振りに入らないのです。自由党を削つて入れたら、事件の中心人物が共産党所屬議員であるので、弁明の必要もやはり認めなければならぬという立場から入れたのでございます。それ以上の御発言は、私は少し無理ではないかと、発案者として考へるのであります。

○土井委員 たいだいまの問題について、賢明なる委員長がそういう言葉を使われることはどうかと思ふ。この調査に弁明ということは必要ないのであつて、調査は、そういう事実があるかどうかといふことで、それに対して法的にどういふことになるかといふことの結論を得て、どうするにしようかといふことではないのである。この委員会に持つて来て、この委員会の席上で、この調査の材料によつてわれわれが結論を得ればよいので……。〔共産党を入れても調査の公平を欠くか〕と呼び、その他発言する者あり〕共産党を

入れることはないけれども、小委員会に結論を出すというのではないから、弁明の必要はない。

○田中(輔)委員 委員会の構成を特別に委員長が配慮されておることによくわかります。しかし問題は、私が特に発言をしたのは、これはいわば参議院における渉外事項なんです。当然参議院の議院運営の立場において、参議院で別の立場からこの問題を提議しておると思ひます。そういう関係で、衆議院としては渉外の部類に属することでありまして、参議院では、わが党は少くとも野党の第一党なんです。そういう関係がありますから、私はやはり各党の代表を一名入れてもらいたい。問題は、委員長の言われるように、従来の小委員会と別な例を開かれるということであれば、私はやはりその点を考慮してもらいたいという意味であります。

○石田委員長 いかでございませうか。議論も盡きたようであります。……

○中原健次君 これは非常に問題の重要性がありますので、客観的に見て適当な措置をするために、もう一つ御考慮が願わしいと思ひます。私は、主観的な意味ではどなたに不正があると思ひませぬけれども、外側から見ると判断して、批判になるわけでありまして、本院がその立場でやりまして……〔発言する者多く聴取不能〕各党の意思が反映されるように努力し、反映されるように願つた方が賢明だと思ひます。せつかく田中君から御発言がありましたので、社会党二十三控室の方から、一応小会派の代表として一

人御選挙になるように希望いたします。

〔発言する者多し〕

○石田委員長 静粛に。私は原案をおくまで回執するわけはございませんけれども、與党、野党の対立ということによつて、この調査の結果がゆがめられるという事を十分考慮いたしましたつもりでございます。大体の御意向はわかりました。こういうことで採決をいたすことはいしたくございませんから、大体の御意向に従つて行きたいと思ひます。

○岡西委員 五月一日のメーデーの日におきまして、本院の議員面会所に、多数の面会人が押し寄せて来て、衝刺の方とございまして、暴行事件が発生したのでございます。この事件の真相判明につきまして、院内の警察及び秩序に関する小委員会を、推熊委員からのたびの御催促によりまして開くことについておつたのでございませう。しかし当時非常に本会議が多忙な中でございまして、実は五、六回公報等で御通知申し上げたのでございませうが、当該委員の方のお集まりを願ひませぬ。御承知のように会期も切迫しておりますし、特にかような事件と関連するような事件が参議院におきまして起つておるのでございませうから、この際徹底的に真相を判明すると同時に、さういふ暴行事件に対する取締り方法を、私らが所管いたしております院内の警察及び秩序に関する小委員会において十分検討いたしたいと思ひますので、どうぞ当該委員の方におかれましては至急委員会にお集まりを願ひます。

○石田委員長 それは希望でございますから、その御希望を諸君がお開いただけばいいと思ひます。それでは、委員長指名で、六名の委員に御一任するに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 それではさうに決定いたします。

委員長から指名いたします。

川本 末治君 押谷 富三君
菅家 喜六君 長谷川四郎君
松井 政吉君 栗木作次郎君

以上六名の方に御調査願ひたいと思ひます。連絡、統一等の必要上、小委員長その他の御選任は、互選で願ひたいと思ひます。

○田淵委員 そこで、ちよつともう一つお願いしたいことは、もし懲罰事犯があるとすれば、三日以内でなければ懲罰できないと思ひますが、さつきおつしやつた通り、これは別途のものであるからといふことでありますけれども、至急に活動を開始されることを要望いたします。

○石田委員長 御調査は、できるだけすみやかに願ひたいと思ひます。懲罰に該当する場合は、議長職権をもつても行い得るのであります。懲罰事犯は、結論がある場合においては、先例その他の方法もございませう。それでは会期の問題について各派の御態度を御決定願ひますために、暫時休憩いたしたいと思ひます。しかしながら、時間を無制限に休憩いたすこともいかがかと思ひますので、一応休憩は五時までといたします。
午後三時四十八分休憩
午後七時四十二分開議

○石田委員長 それでは休憩前に引続きまして議院運営委員会を開会いたします。

休憩前に、会期延長の問題につきまして、各派の態度を御表明願うことになつておつたのであります。順次各派の態度を御表明願ひます。会派順に、自由党から御表明願ひます。

○倉石委員 私どもは、参議院における審議の状況その他を編察いたしましたので、三十日間の会期延長を希望いたしますのであります。

○石田委員長 改進黨はいかがでございますか。

○権熊委員 実に意外なことを伺つて、愕然としておるのであります。今のお言葉を聞くと、ちよつとわれわれから考へて行かなければならぬ。こつちの状況で三十日延期すれば、政府が思ふように、與党が思ふように、今の六十何件の法案の結末がつくという自安のもとに、そういうことが勘案されたのですか。そういうことを聞いてからでない、意思表示ができない。

○倉石委員 私にお尋ねなんです。○権熊委員 そうです。三十日の根拠を……

○倉石委員 私どもは、今日の参議院の状況判断から、政府の提案いたしました法律案はもろんであります。議員提出法律案の中にも、せひとも成立願ひたいというものも多数あります。そこでこの法案の通過に際しましては、もちろん参議院の自由党以外の方で、非常に御協力願つておる政党的諸君もありませんが、さうでないように見受けられるものもありません。そこで私どもといはしましては、非常にあち

らでは時日を要するよりでありますから、そういう状況から判断いたしましたし、ぜひこのくらいの日数は要するであらう、こういうことでありませう。

○権振委員 私、最近の参議院の態度というものは、会期の延長をしても解決できないような状態であると思ふ。ことに参議院の院内において集团的暴力行為なんかが出現する今日、しかもきよらんなかば、参議院の三階の窓から赤旗などが掲示されておる。メーデー以来各地に起る暴動的な様相が、遂に国会の内部にまでも波及しておるといふ現状は、一体何から来ているか。これは私は、やはり当面の最高の責任は政府にあると思ふ。吉田総理の国会軽視の行動が、ここまでこじらせて来ておる。この政局を打開するのには、会期の延長ぐらいでは説明するものではないと思ふ。従つて私も、一昨日政府不信任決議案を出しました。これは少数にして敗れました。やむを得ません。この際は、ほんとうに講和後における日本の民主主義政治の面を確立するために、政府は勇断をもつて衆議院を解散せしむべし。これが参議院を反省せしめる一番いい方法だと思ふ。だから一箇月も延ばしておいても、衆議院はほとんど審議すべき議案がない。そんな状況で、まるでわれわれが自然休会みたいな形でやつて行くようなことで、参議院があの通りこのことを継続して行つたら、国会の威信はどこにあるのだらうか。まつたく日本の国会といふものは、信用地を拂つてしまふと思ふ。これは自由党とか野党とかいうようなことでなしに、われわれはこの段階において、ほんとうに日本の民主主義、議会政治を

守るといふことに重点を置いて、この機会にせめて衆議院だけでも一新すべし。そのために協力して、ひとつ国会解散の決議でもやつて、堂々たる選挙の結果、国会を洗い清めようじゃないか。三十日だらう、会期を延長して何のためになるか。こういう意味で、私も三十日の会期延長には反対です。しかも今度の反対は、突如として反対するのではない。さきに一箇月延長の第一回のときは、私も、これに協力して反対の意を表さなかつた。その次の二週間のときは、念を押して、これ以上なお会期を延長するようなことには、この情勢ではあり得ることだから、二週間ぐらいの会期の延長ではいかぬといふのであつたときは反対した。今度の十日のときは、向うからわれわれの指摘した通りの現実が現われて来て、諸君に反省を促した。もうこの段階では会期の延長は無理だと言つたが、十日の延長があつた。この上さらに三十日延長するといふことは、日本国会の信用を失墜して、日本の議会政治はたよりにならぬといふ印象を深めたならば、それは自由党とか改進黨とかいふ党派の問題でなく、日本の国家がどうなるかといふ問題である。この意味において、私もほんとうに議会政治を守るといふ意味から、ここで解散して総選挙に臨む、そういう態度をとつて一箇月の会期延長には反対いたします。

○石田委員長 川島君。私の党は、前回の三度目の会期の延長に対して絶対反対の立場を強調いたしましたので、今回の会期延長などということは、もちろん

反対です。結論的に言えば、今権振君が指摘しました通り、今度の会期延長は、これで四回目の延長になる。最初は三十日、二回目には二週間、三回目はこの間十日、今度は大幅に三十日間の延長をしようといふことです。きよら自由党の代議士会などをのぞいてみますと、一説には八月の二十日まで延ばしたらどうかといふなか、微妙な提案もあつたのであります。一説には、十七日ごろまでやつたらどうかといふこともあつた。お察しすれば、すべて満足の行くようにその間をとつた。ここにおられる山口君あたりの調停案が……。

○石田委員長 静肅に願います。○川島委員 自由党の内容は、全部ぼくのところに参つておる……。

○石田委員長 川島君に御注意申し上げます。ただいまお伺いしておるのことは、社会党における本問題に対する態度であります。自由党のことはいりません。○川島委員 ぼくはちよつと初めて出て来たんだから……。

○石田委員長 初めでの御出席でありまして、念のために御注意いたしますが、議題外のことを発言なさる場合は、中止を命ずることがあります。○川島委員 議題に関連があることで、そういういきさつもあつたらしく、三十日とせめて来られた。一体政府と政府を守る立場における自由党の人たちが会期をいたすにどういふようにならなければならぬことになつたこと自体、すでに政府と自由党にとつては大きな事案である。また、こと

に第三回目の会期延長後における参議院の状況などを見ておると、衆議院においては常に圧倒的な多数で存分のふりまをやつて来たが、参議院では思ふように行かない。従つて自由党の本来的暴力的な、横暴な……。

○石田委員長 川島君、用語に御注意願います。○何が暴力だ」と呼び、その他発言する者多し。○川島委員 暴力的と言つておるじやないか。○石田委員長 川島君の発言は議題外でございますから、川島君の発言の中止を命じます。本題にいつまでも入りませんから、次を許します。竹村君。○発言する者多し 竹村君に発言を許しました。静肅に願います。○発言する者多し 竹村君に発言を許しました。○竹村委員 私の方の共産党の立場はつきりいたします。というのは、先般の会期延長に対しても、わが党は反対したわけでありまして、そのときは、反対の理由を本会議等で表明いたしましたと思ひましたが、討論の打ち切りで、私の方は表明できなかったもので、ここではつきりいたしておきたい。今日議案が民主国会にかつたといふことは、少くとも国会の権威を高めるために、また少くとも民主国会である以上、国民の要望するものを実現して行く、しかも国民の生活の安定と向上のための法案を出して行く、これが本質であると思ふ。ところで現在参議院で問題になつております破壊活動防止法

一つとつてみましても、これは大体公聴会等においても表明されておるようになり、国民の九〇％に相当する人が反対しておる。○ばかなことを言うな」と呼び、その他発言する者あり。しかもそのことは、これは何を意味するか。それで今日参議院におけるこの紛糾の問題は、破壊法をめぐつて、これを成立させること自体が、日本の国民が不幸になることによつて、各地において反対が起つており、公聴会においてもその意味が表明されておる。言論界といわず、一切の階級がこれに反対しておる。ところがこれを成立させるということ自体が、国民に不幸を與える。従つてそういう不幸を與えるために国会が存在し、そのために会期を延長するといふことは、今日の民主国会としてのあり方ではない。従つて少くとも私の方においては、こういう会期延長には反対です。

○石田委員長 静肅に願います。○竹村委員 そこで私は、この際会期の延長に訴えるよりも、少くとも即時解散して、今国民の九〇％が破壊法に反対をしたのに、そうでないといふことをおつしやるなら、そうでないといふことを解散によつてはつきりいたします。これが民主国会のあり方だと思ひますので、会期延長に反対いたします。

○石田委員長 上林君。○上林市郎君 簡単に申し下げます。○石田委員長 静肅に願います。○上林市郎君 会期が四回これで延長されるわけですが、こう始終

○石田委員長 静肅に願います。○上林市郎君 会期が四回これで延長されるわけですが、こう始終

○石田委員長 静肅に願います。○上林市郎君 会期が四回これで延長されるわけですが、こう始終

○石田委員長 静肅に願います。○上林市郎君 会期が四回これで延長されるわけですが、こう始終

○石田委員長 静肅に願います。○上林市郎君 会期が四回これで延長されるわけですが、こう始終

○石田委員長 静肅に願います。○上林市郎君 会期が四回これで延長されるわけですが、こう始終

会期が延長されることになり、会期を定めておられる理由は全然ない。言葉をかえて言えば、政府並びに與党が国会運営に協力を...

○石田委員 静肅に——不規則発言を相手にせず御発言願います。

○上林與市郎君 従つて即時解散説も出ておりますが、今回の会期延長には反対です。

○石田委員 中原君。

○中原健次君 労働党としまして立場を申し上げます。大体延長の理由は、九十数件の案件が参議院にまだひとつかつかつておる、従つて早くこれを片づけたいというふうに主張されたのであります。九十数件の案件が参議院にひとつかつかつておる、また衆議院でも十数件のものがいまだに残つておるといふこの状況は、結局政府の方で提出された案件に対する国民の批判がそれだけ高まつておる、その声が強くて出ているということの意味するのではないかと感じます。従つて、もうこれ以上会期を引延ばして行くことの意味も、喪失しておるのである。従いまして、会期を延ばして、とにかくこれを片づけたいということとは、国民の強まつて来た批判、あるいは政府の施策に対する抵抗に對して、無理押しにこれを押しつけて行くという傾向をばらんで行くのであります。でありますから、この際延長するということを考へる余地は毛頭ないという結論であります。今参議院を中心にして混乱が起つておりますことは、必ずしも参議院が混乱を喜んではやめておるのではない。私らの見解では、国民のそういう抵抗、あるいは国民的背景の、参議院のあり方に対する抵抗だ

と思つてあります。でありますから、国民的背景のもとにあつておるものが起つておるとするならば、国民の前ですべての問題を投げ出して批判を受ける。そしてまた新しい案件、新しい問題を出して行くという態勢をおとりにすることが、賢明な策じやないかと思つておる。従つて延長に對しては絶対反対いたします。

○石田委員 羽田野君。
○羽田野委員 農協の態度を申し上げます。会期延長には反対いたしません。理由は、他党の諸君によつて盡されておりますから、省略いたします。

○石田委員 各派の御意見に對立があらますから、遺憾ながら採決いたします。

○石田(一)委員 採決をなさる前に、会期三十日というところを出された動機等を、一応主張される方から...

○石田委員 先ほど推熊委員から御質問があらまして、お答えがあつたのであります。

○石田(一)委員 延長の根拠を話されたのだから何だかわからないという気が持たするのです。

○石田委員 御賛成であるとか、御反対の態度はすでに御表明になつたはずであります。態度御表明以前でござりましたら、質問を許すということがあるかもしれませぬけれども、態度御表明のあとでござりますから、採決いたします。

○石田委員 御賛成を願います。

○石田委員 挙手多数。

○石田委員 本日は参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

をいたします。

次いで、これに従つての手続を申し上げます。ただいまの運営委員会の決定は、議長において参議院議長と連絡を願つた上で、再び御報告を願ひたいと存じます。

○推熊委員 そのことを聞きたくつたのですが、そうすると、参議院議長との話し合いの結果どうなるかわからないのです。

○石田委員 参議院議長とお話し合いの結果を御報告願ひのでありますから、他に御議論がなければ休憩いたしたいと思つておる。

○石田(一)委員 運営委員会の決定を、衆議院議長が参議院議長と話し合ひとおつしやいますか、ただ話し合ひといふのでなくて、少くとも会期延長は、両院一致の議決を必要とするのが原則なんです。少くとも参議院の今の状態では、田中閣内閣運営委員会等が議長の招集によつて開かれるなどということとは想像できないような状態である。そうだとすれば、参議院議長は議長の職権をもつて今本会議を開会しておるような始末なんです。議長が運営委員会にも諮らず、あるいはその他の常任委員長との協議等をも無視して、衆議院議長との国会の会期延長の申入れを個人的に了承したということだけで、両院一致の議決として——要するに国会法に認められ、衆議院規則にいわれておるところの一致の議決ということに解釈ができるかどうか、こういうことなんです。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○推熊委員 ところで、私思ふのに、参議院の議長は前の失態もあり、当院の議長からの交渉を受けても、意思表示ができない状態に今日あると思ふ。そういう場合の会期延長はどういう方法でやるのですか。

○石田委員 それは、御返事を承つた後に、あらためて御協議をいたします。

○前田(一)委員 自由党の諸君が、三十日と言つて、これが多数で決定されるわけですが、諸君が認められておる通りに、参議院の今日の議事進行状況は、なるほど参議院の責任であつて、衆議院の責任ではないかもわかりません。しかし現実にあつたやうな姿があつて、今ここで三十日などということを押し切られておやりになると、結局はそういう状態がやはり参議院で続くので、その結果、国民の議院に對する信頼というものが地に落ちることになる。その地に落ちる責任は、自由党が負わなければならぬ。そういうことではないのかどうか。

○石田委員 静肅に願ひます。——衆議院議長は、本委員会の決定を持つて参議院議長のところと連絡に参りました。その御返事があるまで、暫時休題いたします。

午後八時五分休憩

○石田委員 休題前に引續き會議を開きます。

議長から発言を求められております。議長は、議長を許します。林衆議院議長。

○石田委員 先ほど議長が、参議院議長に本院の議運の決定に基きまして三十日間会期延長の件を御協議申し上げます。したところ、十時ごろまでには御返答できることとありましたが、午後十時十五分、参議院議長が来られまして、常任委員長の懇談会で各委員長の意見を聴取いたしました。が、議運を開くに至りませんので、正式に御返答するところまでに至つておりません。なお明日は議運が開かれるかどうかもわからず、明後日になりましては御返答申し上げます。御報告がありましたら、御報告を申し上げます。

○石田委員 参議院の状況はその通りでございます。しかし本院においても、会期はまだ二日あるのですから、明後日になつても返答できるかどうかはわからぬといふけれども、明後日まで返答を待つべきであつて、原則的には、両院の意見が一致して会期を延長することが原則です。しからざる場合においては、例外的に十三條の規定があるので、それは今の参議院の紛糾の状態にかんがみて、両院の意見が一致してはなかつた、すなわち、参議院の方では延長の決議をしてはなかつたといふところからいふことができます。こういうふうな場合にひつかりがきて、こういうふうな場合にひつかりがきて、これを再び繰返すことはさらさら相ならぬ。従つて、本院としては自重に自重を重ねて、ぎり／＼のところまで待つて、がまんもしきれないとき、初めて十三條の発動をしてもおそ

○石田委員 本院といたしましては、参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

○石田委員 本院といたしましては、参議院の代表者である議長の御発言は、参議院の意思と受取るよりほかございせん。

くはない。それだけの時間的余裕もあることであるから、そういう状態であるならば、国会全体の円満なる運営を期待する意味において、本日はこのまま流して、月曜日の三十日、すなわち最後の日に特に本会議を招集する手続をとつておいて、そうして午前中でもない、あるいは午後でもないが、その日になつてから、あなた方の希望もわれ／＼は決して無理には妨害しないのだから、三十日まで待つてもらいたい。そうでないと、参議院の方で完全な返答もできないのに、強引に十三條で行くという事は、法律の解釈上からも多少の疑義が残つておるし、この上重ねてそういう疑義によつて紛糾を来させることはよくないと思ひますから、本日は会期延長の件はこの程度で本院としてはとめておいて、月曜日まで、参議院の態度を待つという事にいたしました方が穩当であらうと思ひます。

○石田委員長 たいだいま権能君から、参議院の議長に御発言に対して、明後日まで返事を持たせようかという御意見の表明がございました。その御意見の表明以外の発言を許します。同一趣旨の発言は許しません。

○倉山委員 たいだいま権能君のお話を承りました。両院が円満に議決を合致することができずならば、それはわれわれの最も待望するところでありませうけれども、たいだいま議長に御報告のようになつて、参議院の議長が、明後日まで待つてもらへば返答ができるというならば格別であります。明後日になつても、そのことは何とも申し上げかねるというやうなことを当てにして、私ども議事の予定をつくらうという

ことは困難でございますので、本院においては、本日の本会議においてこれを議決していただくと思ひます。

○前田(義)委員 私は議長に報告に対して質問があるのです。参議院議長が、明後日になつても返答できるかできないかわからぬ情勢であると言われたいやうな今の御報告だつたと思ひますが、参議院議長はわからぬというだけではない、もう一べん、一応参議院の運営委員会を開くようにするとか、何か話し合ひをまとめるやうに努力してもらひ、こゝろい方法をとつてもらひることが必要ではないか。

〔発言する者多し〕

○石田委員長 静粛に願ひます。委員外の発言を禁じます。

○前田(義)委員 そういうことを要請されてはどうかと私と思ひます。それが不可能な問題であるかどうかを議長にお尋ねいたします。

○林議長 先ほど御説明申し上げました通りでありまして、その間においてはいろいろお話もあつたわけですが、最後にその結論として申されましたのは、われ／＼もそういうことを一応申し上げましたけれども、それについては何分の返事ができないというお話でございました。

○竹村委員 聞くところによりまして、参議院におきましては、常任委員長と参議院運営小委員会からの懇談会があつたことが知られておるとかいないとかということについて、はつきしておるのでありますが、はたして参議院議長は常任委員長の懇談会において、正式に会期延長の案議院の申入れ

をお諮りになつたのでしようか。

○石田委員長 参議院側の発言の内容については、議長のお答えする範囲でございませぬ。議長が参議院議長に正式に申し入れたかどうかという点について、これはわかり切つたことではございますが、御質問でございますから、議長はお答えになりますか。

○林議長 先ほど申し上げました通り、議長といたしましては、参議院議長の方に申し入れました。参議院議長としてはこれを御承諾になつて、委員長の懇談会を開き、参議院運営委員会を開いて、そのお答えを十時ごろまでにはするといふお答えだつたのであります。

〔発言する者多し〕

○石田委員長 静粛に願ひます。議事進行のために静粛に願ひます。

○竹村委員 衆議院議長から参議院議長に申し入れられた。そして参議院議長が、少くともそういうことをいわゆる常任委員長会議あるいは参議院運営委員との懇談会においてそれがはつきり表明されておるとしますならば、それに対してイエスカノーかの答えが当然衆議院議長にあるべきはずであると思ひます。それがいつかわからぬといふやうなことはないと思ひますが、その点はどうでしょうか。

○石田委員長 これは、本院の議長のお答えのべき範囲ではございません。

それでは両方に御議論がわかれておるやうでございます。月曜日まで待つて、月曜日に本会議を開くべきであるという御議論と、たいだいままでお聞きの通りの、そういう参議院議長の報告

では三十日になつても返事を承ることができぬかどうかわからないから、本日決すべきであるという御議論と、この二つにわかれております。そこで、本日これを決すべきであるという意見に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○石田委員長 挙手多数。よつてさう決定をいたします。

次にその取扱ひについてお諮りをいたします。

〔賛成者挙手〕

○石田委員長 静粛に願ひます。この会期延長についての討論の申出があるやうでございますから、事務局長より御報告を願ひます。

○大池事務局長 会期延長の件が議題になりました場合の討論通告で、今事務局長の方に出しておりますのは、反対討論として改進黨の石田一松君、社会党の川島金次君、共産党の竹村茶良一君、労働党の中原健次君、この四名の討論の通告があります。

○石田委員長 討論の通告があります。これをいかがとらへからいいますか、お諮りいたします。

○権能委員 当然これは許可すべきものであります。

○石田委員長 暫時懇談に移します。速記をとめて……。

〔速記中止〕

○石田委員長 速記を始めてください。懇談をいたします。

お話し合ひがつかないやうでございますが、規則によりまして二名の討論は許さざるを得ませぬ。(発言する者多し)そこで二名の討論のみにするという御議論と、申出の通りの討論者にするという御議論と二通りあると思ひま

すが、これを二名にとどめるといふことに御賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○石田委員長 挙手多数。さう決定いたします。

本会議の開会時刻は、十時五十分といたします。

次に採決方法についてお諮りいたします。採決はいかがいたしませうか。

〔記名〕と呼ぶ者あり

○石田委員長 それでは、採決は記名といたします。

なお、本日の十二時までに会議が終了しない場合におきましては、明日午前零時五分から本会議を開会することにしたさるを得ないと思ひますから、この件をお諮りいたします。このはからいをするに賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○石田委員長 挙手多数。よつてさう決定いたします。

次回の本会議は、明後日月曜日特に本会議を開きます。参議院運営委員会は午前十一時に御参集を願ひます。本日はこれにて散会いたします。午後十時四十分散会

昭和二十七年七月八日印刷

昭和二十七年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所